

みやざき材炭素貯蔵量認証制度実施要領

令和 5 年 7 月 1 4 日
環境森林部山村・木材振興課

(目的)

第 1 条 この要領は、県がみやざき材を使用した建築物等の炭素貯蔵量を認証することで、木材利用が地球温暖化防止に寄与していることを具体的に示すとともに、県民や企業等にとってわかりやすい表示の仕組みを設けることで、建築物等への県産材のより一層の利用促進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要領において用いる用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「みやざき材」とは、県産材かつ合法木材をいう。
- (2) 「県産材」とは、県内で生産、加工された木材をいう。
- (3) 「合法木材」とは、森林に関する法令に照らし適切に手続きされて流通している木材をいう。

(認証の対象)

第 3 条 認証の対象は、住宅、事業所、商業施設、公共施設等の建築物等で、構造や内装・外装木質化等にみやざき材を一定量使用していることとする。

(認証申請)

第 4 条 認証を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、みやざき材炭素貯蔵量認証申請書（様式第 1 号）を作成し、次に掲げる書類を添えて、知事に提出するものとする。

- (1) みやざき材使用量実績証明書（様式第 2 号）
- (2) 認証対象の写真（任意様式）

(認証等)

第 5 条 知事は、認証の申請があった場合、その内容について審査し、適正と認められる場合は、これを認証する。

- 2 知事は、炭素貯蔵量認証を行うに当たり、申請者に対し認証書（様式第 3 号）を交付する。
- 3 炭素貯蔵量認証に係る算定については、「建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン」（令和 3 年 10 月 1 日 3 林政産第 85 号林野庁長官通知。以下「ガイドライン」という。）に基づき行う。

(認証の変更)

第 6 条 第 5 条の認証を受けた申請者は、申請の内容に変更が生じたときは、認証変更申請書（様式第 4 号）を知事に提出することができるものとする。

- 2 認証を受けた建築物が建売住宅であって、申請者を売主から買主へ変更する場合にも本条を適用することとし、申請は売主が行い、認証書は買主へ交付することができる。この場合、不動産売買契約書の写しを添付することとするが、売買代金及び支払方法に係る部分については添付を要しないものとする。
- 3 前条の規定は、前 1 項の変更申請の認証について準用する。

(認証書の利用等)

第7条 第5条の認証を受けた者は、交付された認証書を広報活動に利用できる。ただし、認証書を第三者に販売又は譲渡することはできない。

2 認証取得者は、認証書を適切に保管するとともに、認証書を紛失又は破損したときは、遅滞なく知事に届け出て、認証書の再交付を求めることができる。

(認証の公表)

第8条 知事は第5条の認証等を行った場合又は第6条の認証の変更をしたときは、次の各号に掲げる事項を宮崎県ホームページ等において公表する。ただし、申請者が公表を希望しない場合はこの限りでない。

- (1) 申請者名
- (2) 認証対象(建築物等の種類)
- (3) 所在市町村名
- (4) 建築物等の概要
- (5) みやざき材使用量
- (6) 工事施工者名
- (7) 認証した炭素貯蔵量 (CO2 換算)
- (8) 認証対象の写真

(認証の事務)

第9条 県は、炭素貯蔵量認証の事務の一部を適当と認められた団体等に対し、委託することができる。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか認証制度の実施に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和5年7月14日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年5月1日から施行する。